

### 3.2.5 環境基準等

#### (1) 「環境基本法」に基づく環境基準

国は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号（最終改正：平成30年法律第50号））第16条の規定に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境基準を定めている。その概要は、以下に示すとおりである。

##### (a) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について、表3.2.18に示すとおり定められている。また、環境基準の評価方法は、表3.2.19に示すとおり定められている。

表 3.2.18 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。  
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。  
 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。  
 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号(最終改正：平成8年環境庁告示第73号))  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号(最終改正：平成8年環境庁告示第74号))  
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号(最終改正：平成30年環境庁告示第100号))  
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 3.2.19 環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的 評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的 評価	年間にわたる1日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	98パー セント 値評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。 ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定値の1日平均値は、用いないものとする。
微小粒子状物質	短期的 評価	測定結果（1日平均値）の年間98パーセント値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期的 評価	測定結果（1日平均値）の1年平均値について評価を行うものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均 値評価	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正：平成8年環境庁告示第73号））  
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正：平成8年環境庁告示第74号））  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（環境省水・大気環境局長通知（平成21年9月9日環水大総発第090909001号））  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正：平成13年環境省告示第30号））

(b) 公共水域の水質汚濁に係る環境基準

公共水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.20 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表 3.2.21 にそれぞれ示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ほう素及びびっ素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の27項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）等の基準を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより、当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっている。

大阪市内河川における環境基準の類型指定の状況は、図 3.2.12 に示すとおりである

表 3.2.20 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

	項 目	基 準 値	対象水域	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	直ちに達成し、維持するように努める
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	P C B	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
12	1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
13	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
14	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下		
15	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
19	チウラム	0.006 mg/L以下		
20	シマジン	0.003 mg/L以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
23	セレン	0.01 mg/L以下		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
25	ふっ素	0.8 mg/L以下		
26	ほう素	1 mg/L以下		
27	1,4 - ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。  
 5. 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：平成31年環境省告示第46号)）

表 3.2.21 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

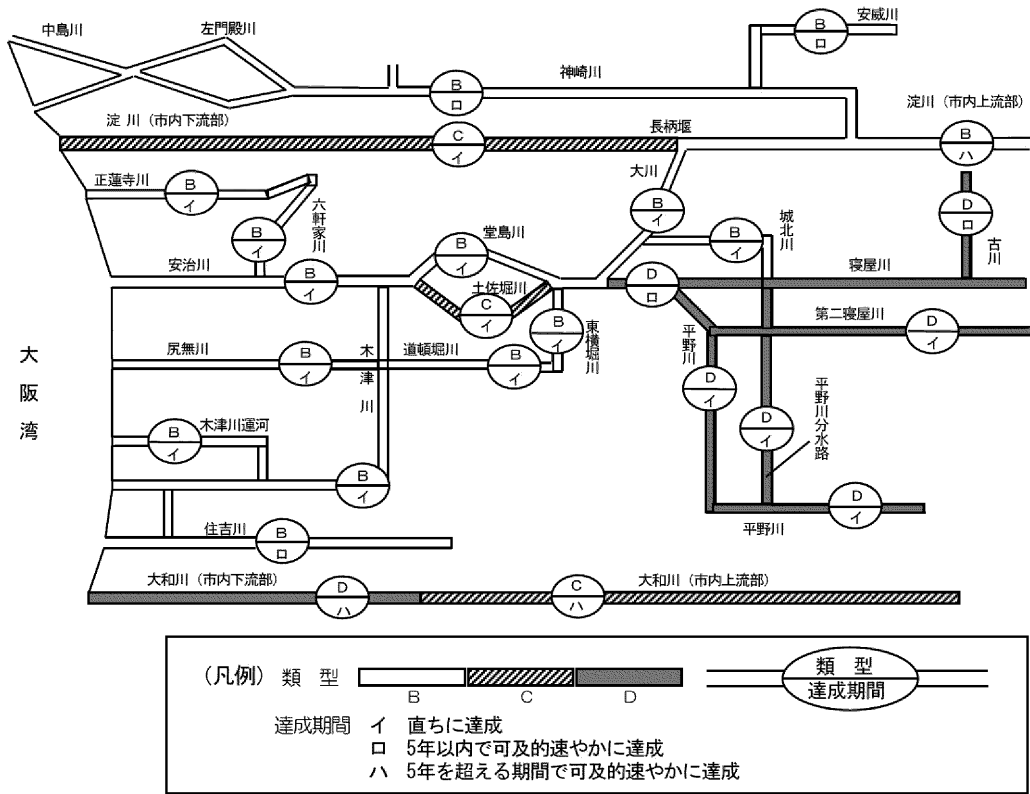
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図3.2.12に示すとおりとする。				

(注) 基準値は、日間平均値とする。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イwana、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図3.2.12に示すとおりとする。			

(注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正：平成31年環境省告示第46号））



出典：「大阪市環境白書 平成 30 年度版」（大阪市）

図 3.2.12 大阪市内河川における水域類型、達成期間

(c) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.22 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の28項目について定められている。

表 3.2.22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

	項 目	基 準 値	対象	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	すべての地下水	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 (ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	PCB	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下		
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
20	チウラム	0.006 mg/L以下		
21	シマジン	0.003 mg/L以下		
22	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
23	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
24	セレン	0.01 mg/L以下		
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
26	ふっ素	0.8 mg/L以下		
27	ほう素	1 mg/L以下		
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。  
 5. 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号(最終改正：平成31年環境省告示第54号))

(d) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.23 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等の 29 項目について定められている。

表 3.2.23 土壌の汚染に係る環境基準

	項 目	環境上の条件
1	カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
5	六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること
6	砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
7	総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
11	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
12	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
19	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること
20	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
22	チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
23	シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
24	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
25	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
26	セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
27	ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること
28	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
29	1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること

- (注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正：平成 31 年環境省告示第 48 号））



(e) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.24 に、地域の類型指定は表 3.2.25 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.24 騒音に係る環境基準

第 1 環境基準		
<p>1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。</p>		
地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
<p>(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。                  2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。                  3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。                  4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。                  5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。</p>		
<p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p>		
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
<p>備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。                  この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p>		
基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	
<p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。</p>		
<p>2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。                  (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。                  この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。                  (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。                  (3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。                  (4) 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。                  (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。                  なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。</p>		
<p>3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。                  (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。                  (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。</p>		
第 2 達成期間等		
<p>1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。                  (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。                  (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目処として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。                  ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。                  (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。</p>		
<p>2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。</p>		
<p>3 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。</p>		
第 3 環境基準の適用除外について		
<p>この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>		
附則		
<p>この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
<p>(注) 1. 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年環大企第 257 号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。                  ・道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）。                  ・前項に掲げる道 0 路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。                  また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。                  ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル                  ・2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル</p>		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号(最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)）

表 3.2.25 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	対象地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成22年10月1日大阪市告示第1124号）

(f) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号(最終改正:平成 26 年法律第 72 号)) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準が、表 3.2.26 に示すとおり定められている。

表 3.2.26 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg - TEQ / m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg - TEQ / L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg - TEQ / g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg - TEQ / g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg - TEQ / g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。  
 2. 水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号(最終改正:平成 21 年環境省告示第 11 号))

## (2) 環境保全関係法令

### (a) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪府環境基本条例」を平成7年3月に制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成6年3月に制定されている。

### (b) 大気汚染に係る規制

#### (ア) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号(最終改正：平成29年法律第45号))では、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙発の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号(最終改正：平成30年大阪府条例第47号))では、ばい煙(ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

#### (イ) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業)について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

#### (ウ) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号(最終改正：平成18年環境省告示第142号))により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環

境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号(最終改正:平成27年法律第76号))の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号(最終改正:平成23年法律第105号))(以下「自動車NO<sub>x</sub>法」という。)では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として定めており、対象事業実施区域の周辺地域はその地域に該当している。「自動車NO<sub>x</sub>法」では、特定地域における特定の種類の自動車(特定自動車)について、窒素酸化物の排出量に関する基準(特定自動車排出基準)が定められており、いわゆる車種規制が行われている。

さらに、大都市地域における窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質(PM)による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成13年6月に自動車NO<sub>x</sub>法を改正し、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO<sub>x</sub>・PM法)が制定された。

この法律は、自動車交通が集中し、自動車排出ガス単体規制の強化等の従来の措置ではこれらの物質の環境基準の確保が困難な地域(対策地域)において、総量削減基本方針に基づき同物質の総量削減計画を策定することとなっている。大阪府では、平成27年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を全ての監視測定局において継続的、安定的に達成することを目標とする「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(第3次)」を平成25年6月に策定した。

大阪市では、平成19年2月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、その後、平成23年3月に「大阪市環境基本計画」に引き継がれ、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等の更なる普及促進を推進している。

#### (I) その他の規制

建設機械の稼働に係る粉じん等に対して、国が実施する環境保全に関する施策による基準等は示されていないが、道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)では10t/km<sup>2</sup>/月が示されている。

#### (c) 水質汚濁に係る規制

#### (ア) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号(最終改正:平成28年法律第47号))では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号(最終改正:平成27年法律第78号))で

は、特定施設を設置する工場・事業場から公共水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、「大阪市下水道条例」（昭和26年大阪市条例第14号（最終改正：平成30年3月大阪市条例44号））では特定施設を使用する者は、その水質が排出しようとする公共下水道への排出口において基準に適合するよう定められている。

#### （イ）地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

#### （d）土壤汚染

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

また、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号（最終改正：平成29年法律第45号））では、特定有害物質（鉛、砒素等26物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壤汚染対策法」に加えて府域の土壤汚染に対応し、土壤汚染による府民の健康影響を防止するため、土壤汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月に施行している。調査対象物質として土壤汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は、表3.2.27に示すとおりである。

表 3.2.27 管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量基準 〔mg/L〕		
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	揮発性有機化合物 〔第1種特定有害物質〕	クロロエチレン		0.002以下	0.02以下	
		四塩化炭素		0.002以下	0.02以下	
		1,2-ジクロロエタン		0.004以下	0.04以下	
		1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	1以下	
		1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	0.4以下	
		1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	0.02以下	
		ジクロロメタン		0.02以下	0.2以下	
		テトラクロロエチレン		0.01以下	0.1以下	
		1,1,1-トリクロロエタン		1以下	3以下	
		1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	0.06以下	
		トリクロロエチレン		0.03以下	0.3以下	
		ベンゼン		0.01以下	0.1以下	
		重金属等 〔第2種特定有害物質〕	カドミウム及びその化合物	150以下	0.01以下	0.3以下
	六価クロム化合物		250以下	0.05以下	1.5以下	
	シアン化合物		遊離シアン 50以下	検出されないこと	1.0以下	
	水銀及びその化合物				0.0005以下	0.005以下
			うちアルキル水銀	15以下	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.3以下	
	鉛及びその化合物		150以下	0.01以下	0.3以下	
	砒素及びその化合物		150以下	0.01以下	0.3以下	
	ふっ素及びその化合物		4000以下	0.8以下	24以下	
	ほう素及びその化合物		4000以下	1以下	30以下	
	農薬等 〔第3種特定有害物質〕	シマジン		0.003以下	0.03以下	
		チオベンカルブ		0.02以下	0.2以下	
		チウラム		0.006以下	0.06以下	
		PCB		検出されないこと	0.003以下	
		有機りん化合物		検出されないこと	1以下	
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下			

（注）mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液1リットルにつきミリグラム）、  
pg-TEQ/g（土壌1gにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号（最終改正：平成31年環境省令第3号））  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号（最終改正：平成30年大阪府規則第62号））

(e) 騒音

(ア) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号（最終改正：平成26年法律第72号））では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機等の特定施設を設置する工場・事業場について、表3.2.28に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表3.2.28に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機等の届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

表3.2.28 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		(午前6時から 午前8時まで)	(午前8時から 午後6時まで)	(午後6時から 午後9時まで)	(午後9時から翌日 の午前6時まで)
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の 周囲50メートルの区域及 び第二種区域の境界線か ら15メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
  - 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第四種区域：工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び収用施設を有する診療所であって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)をいう。
4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))  
「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」(昭和61年4月1日大阪市告示第246号)  
「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(昭和61年4月1日大阪市告示第247号)

#### (イ) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業等の特定建設作業について、表3.2.29に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表3.2.29に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表3.2.29 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デ シ ベル	19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		日 曜 日 及 び 休 日
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業*								
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
条 例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業								
	10. コンクリートカッターを使用する作業*								
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

- (注) 1. \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号（最終改正：平成30年大阪府規則第62号））  
 「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月1日大阪府告示第246号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日大阪府告示第248号）



(ウ) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 3.2.30 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べる事ができるとしている。

表 3.2.30 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号（最終改正：平成 30 年大阪府規則第 62 号））

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成 12 年 3 月 24 日大阪市告示第 277 号）

(I) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

### (オ) 在来鉄道の騒音

在来鉄道については環境基準や規制基準の規定はないが、環境庁（現「環境省」）は平成7年12月に、これまでの検討結果をもとに、新規に供用される区間及び大規模な改良を行った後供用される区間における列車の走行に伴う騒音について、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を定め、平成7年12月20日付けで都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知するとともに、関係省庁に協力依頼を行っている。

指針の内容は、表3.2.31に示すとおりである。

表3.2.31 在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

新線	等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )として、昼間(7~22時)については60dB(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減につとめること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

- (1) 本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。
  - 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
  - 地下区間(半地下、掘り割りを除く)。
  - 踏切等防音壁(高欄を含む)の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
  - 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。
- (2) 本指針の適用にあたっては、以下の点に注意すること。
  - この指針は、許容限度や受忍限度とは異なること。
  - 測定方法が異なる場合、これらを単純に比較することはできないこと。
  - この指針は、在来鉄道の走行音に係る住民反応調査等を設定の基礎資料としたものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできないこと。
- (3) その他
  - 学校、病院その他特に静穏を要求する施設、線路に著しく近接した施設等があらかじめ存在していた場合など、特殊な事情により騒音問題が発生する場合には、必要に応じた対策を講じること。
  - 測定点と異なる場所において鉄道騒音が問題となる場合には、参考のため、当該問題となる場所においても併せて測定を行うことが望ましい。

出典：「在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大-174号）

### (f) 振動に係る規制

#### (ア) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和51年法律第64号(最終改正：平成26年法律第72号)）では、金属加工機械及び圧縮機等の特定施設を設置する工場・事業場について、表3.2.32に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表3.2.32に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機等の届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

表 3.2.32 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 〔 午前 6 時から 午後 9 時まで 〕	夜 間 〔 午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで 〕
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 ( )		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域( )	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。  
 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。  
 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第二種区域（ ）に該当する地域以外の地域  
 第二種区域（ ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（ ）に該当する地域以外の地域  
 第二種区域（ ）：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第 53 条第 2 号に掲げる地域  
 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。  
 4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号)）  
 「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」（昭和61年 4 月 1 日大阪市告示第251号）

(イ) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業等の特定建設作業について、表 3.2.33 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 3.2.33 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(ウ) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 3.2.34 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 3.2.33 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法・条例	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	75 デシベル	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		日曜日及び休日
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
	4. プレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業									

- (注) 1. \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))  
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」(昭和61年4月1日大阪市告示第250号)  
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域」(昭和61年4月1日大阪市告示第252号)

表 3.2.34 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	〔午前6時から 午後9時まで〕	〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 区域の区分は、以下に示すとおりである(ただし、工業専用地域、関西国際空港・大阪国際空港・八尾空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く)。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域
- 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)  
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号(最終改正：平成30年大阪府規則第62号))  
 「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に基づく区域及び時間」(昭和61年4月1日大阪市告示第253号)

## (I) 鉄道振動に係る規制

在来鉄道については環境基準や規制基準の規定はないが、新幹線については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日 環大特32号）があり、“新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること”、“病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること”とする指針がある。

### (g) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和31年法律第146号（最終改正：平成26年法律第69号））では、工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号（最終改正：平成12年法律第91号））では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、給水人口5,000人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

法律及び条例による地下水採取規制は、図3.2.13に示すとおりである。

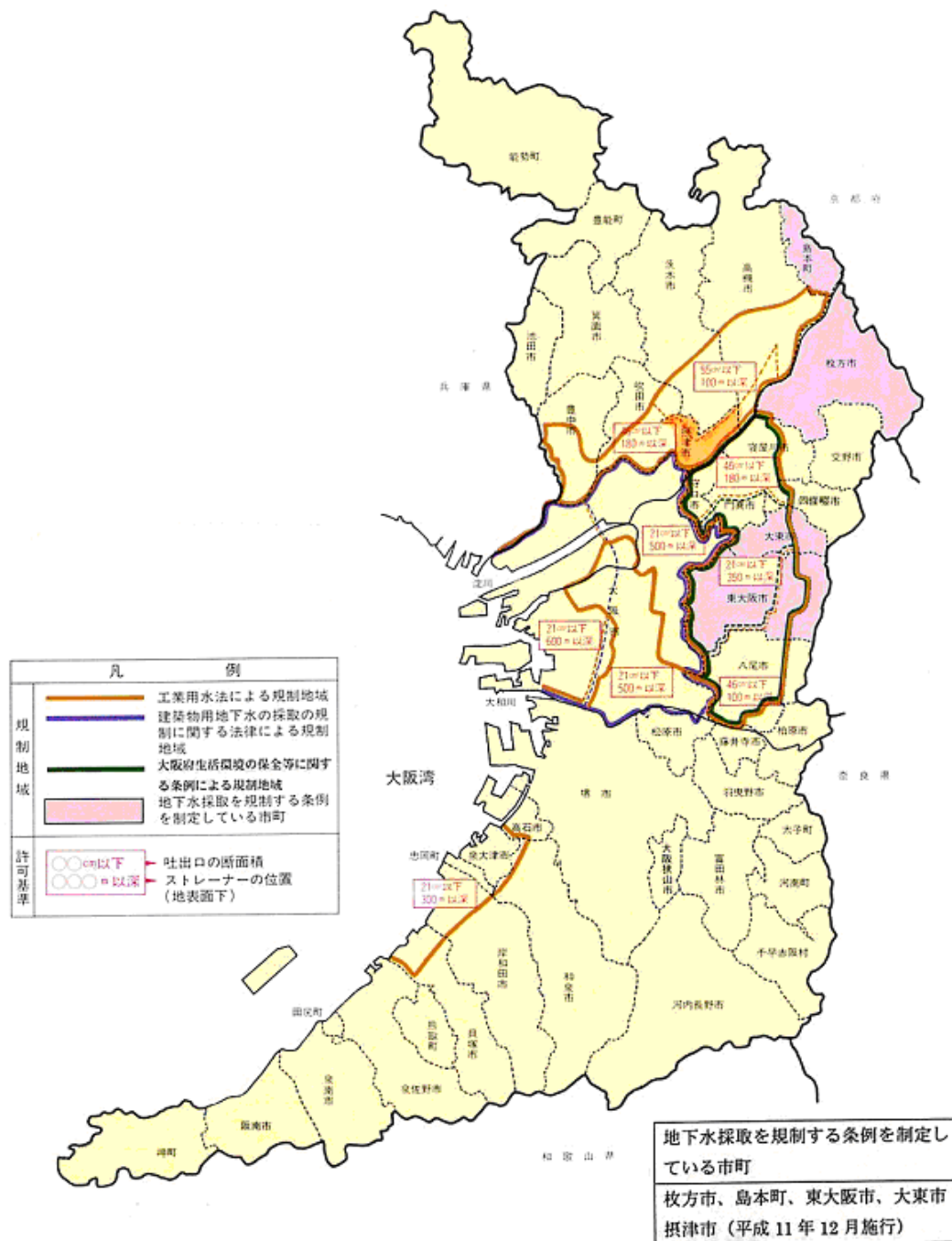
### (h) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号（最終改正：平成23年法律第122号））では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素及びトルエン等22物質）について、表3.2.35に示す規制基準（事業場の敷地境界線の地表における基準）が定められている。大阪市では、「悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成18年大阪市告示第103号）で悪臭の規制基準として、敷地境界線における臭気指数10を定めている。

表 3.2.35 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の 1	
メチルメルカプタン	同	1,000,000分の 0.002
硫化水素	同	1,000,000分の 0.02
硫化メチル	同	1,000,000分の 0.01
二硫化メチル	同	1,000,000分の 0.009
トリメチルアミン	同	1,000,000分の 0.005
アセトアルデヒド	同	1,000,000分の 0.05
プロピオンアルデヒド	同	1,000,000分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.009
イソブチルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.009
イソバレルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.003
イソブタノール	同	1,000,000分の 0.9
酢酸エチル	同	1,000,000分の 3
メチルイソブチルケトン	同	1,000,000分の 1
トルエン	同	1,000,000分の10
スチレン	同	1,000,000分の 0.4
キシレン	同	1,000,000分の 1
プロピオン酸	同	1,000,000分の 0.03
ノルマル酪酸	同	1,000,000分の 0.001
ノルマル吉草酸	同	1,000,000分の 0.0009
イソ吉草酸	同	1,000,000分の 0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号(最終改正：平成 23 年環境省令第 32 号))



出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 29 年度版）」（環境省）

図 3.2.13 法律及び条例による地下水採取規制

(i) 日照障害

「建築基準法」(昭和25年法律第201号(最終改正:平成30年法律第67号))では、日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪市建築基準法施行条例」(平成12年大阪市条例第62号(最終改正:平成29年大阪市条例第51号))では、その対象区域及び日影時間(冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで)を、表3.2.36に示すとおり指定している。

表3.2.36 日影時間

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	容積率による区域の区分	敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	5/10又は6/10の区域	3時間	2時間
			8/10又は10/10の区域	4時間(外壁の後退距離の限度が1.0メートルの区域で第一種高度地区であるもの又はその限度が1.5メートルにあっては、3時間)	2.5時間(外壁の後退距離の限度が1.0メートルの区域で第一種高度地区であるもの又はその限度が1.5メートルにあっては2時間)
			15/10の区域	5時間(第一種高度地区にあっては4時間)	3時間(第一種高度地区にあっては2.5時間)
			20/10の区域	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	10/10の区域又は15/10の区域	3時間	2時間
			20/10の区域	4時間(第一種高度地区にあっては3時間)	2.5時間(第一種高度地区にあっては2時間)
			30/10の区域	5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	20/10の区域	5時間(第一種高度地区にあっては4時間)	3時間(第一種高度地区にあっては2.5時間)
用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	-	4時間	2.5時間

出典:「建築基準法」(昭和25年法律第201号(最終改正:平成30年法律第67号))

「大阪市建築基準法施行条例」(平成12年大阪市条例第62号(最終改正:平成29年大阪市条例第51号))



## (j) 景 観

大阪市では、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」(平成10年大阪市条例第50号(最終改正：平成29年大阪市条例第49号))が定められている。さらに、平成29年10月1日より新しい大阪市景観計画が施行され、地域特性をいかしたきめ細やかな景観誘導を行うための指針となっている。

## (k) 文化財

「文化財保護法」(昭和25年法律第214号(最終改正：平成26年法律第69号))では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

## (l) 大阪地域公害防止計画

公害防止計画は「環境基本法」第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する諸施策を総合的、計画的に講じることによって公害の防止を図ることを目的として、内閣総理大臣が計画策定を指示し関係都道府県知事が作成するものである。

現在の第9次大阪地域公害防止計画は、平成24年3月に内閣総理大臣の承認を得たものであり、計画の範囲は、大阪府域のうち大阪市、堺市、岸和田市等の29市1町の地域である。

計画の実施期間は平成23年度から32年度までの10年間で、計画の主要課題として、「大阪湾の水質汚濁」、「河川の水質汚濁」を掲げている。

## (m) 大阪市環境基本計画等

大阪市では、「大阪市環境基本条例」の「すべての市民は、良好な都市の環境を享受する権利とこれを未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。」という考え方を踏まえて、平成23年に「大阪市環境基本計画」が策定されており、計画の期間は平成32年度までの10年間としている。

大阪市環境基本計画では、持続可能な大都市のモデルである「環境先進都市大阪」を実現するための施策として、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱としている。

また、関連計画として「大阪市地球温暖化対策実行計画」、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」等を策定している。

